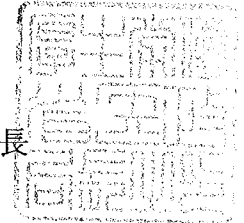




医政発0328第4号  
平成25年3月28日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の  
円滑な施行のための医師又は歯科医師の協力について（通知）

標記の件について、別紙のとおり、警察庁刑事局長より協力依頼があったので通知いたします。貴職におかれても御了知いただくとともに、貴管下関係者等への周知に配慮していただくようお願い申し上げます。

なお、死者に関する情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「個人情報」には該当しないものの、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知別添）においては、「患者・利用者が死亡した後においても、医療・介護関係事業者が当該患者・利用者の情報を保存している場合には、漏えい、滅失又はき損等の防止のため、個人情報と同等の安全管理措置を講ずるものとする」と規定しております。しかし、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条第3項の規定に基づく警察署長からの死者の診療情報等に関する情報提供の依頼は、個人情報保護法第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当するため、遺族の同意がなくとも、その情報を提供することができることとなりますので、念のため申し添えます。

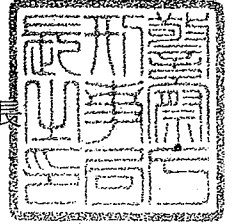
なお、関係団体にも同様に通知している旨、併せてお伝えいたします。



警察庁丙捜一発第6号  
平成25年3月21日

厚生労働省医政局長 殿

警察庁刑事局長



警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律の円滑な  
施行のための医師又は歯科医師の協力について（依頼）

平成24年6月、警察等が取り扱う死体についての調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置を定めた「警察が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平成24年法律第34号。以下「法」という。）が成立し、本年4月1日に施行される。

法第4条第2項においては、警察が死体の死因又は身元（以下「死因等」という。）を明らかにするための行政調査として必要な調査をしなければならない旨、同条第3項においては、必要な調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、必要な協力を求めることができる旨が明記されている。また、法第5条第2項においては、検査は原則として医師に行わせるものとする旨、法第8条第2項においては、身元を明らかにするための措置は原則として医師又は歯科医師に行わせるものとする旨が明記されている。

法施行後、警察は、医師又は歯科医師に対し、法第4条第3項の規定に基づく立会い、死体の歯牙の調査、死者の診療情報の提供等、法第5条第2項の規定に基づく検査及び法第8条第2項の規定に基づく身元確認のための措置への協力を求めることとなる。貴職には、警察、医師及び歯科医師の連携・協力が円滑になされるよう都道府県及び関係団体に法の趣旨を周知願いたい。

特に、法第4条第3項の規定に基づく死者の診療情報の提供は、警察、医師及び歯科医師が連携・協力して行う調査、検案及び歯牙鑑定に必要であることから、迅速に行われるよう特段の配慮を願いたい。